

享保四年六月廿日

各位

町年寄

偽目明し及び鳶の者について

標記については、偽目明しや鳶の者など乱暴者がある場合は奉行所へ報告するよう、前にも通達したところではあるが、そのような場合にも内緒でかたをつけ、報告しないのは不届きである。

ついでには、下記のとおり、必ず報告するよう、町内に隈なく周知されたい。

記

1. 経緯

(1) 火附盗賊博奕改方に目明しは存在しないが、目明しを装う者があり、不届きにも市中で乱暴を働いた。そのため、この者を処罰し、以後は町内に目明し風の者が現れたら、捕らえて速やかに奉行所へ訴え出るよう、通達した。

(2) 鳶の者たちが市中で暴れる上に、つねづね恨みを抱える者は火事の際、その相手に仕返しをするという。今後はそのような者があれば、そこで捕らえて速やかに訴え出るよう、通達した。

2. 周知事項

今後は上述のような乱暴者が現れた場合、速やかにその者を連れ奉行所へ出頭すること。もしも隠し置いた場合には処分するので、必ず遵守すること。

以上

当時、偽目明しや鳶の者たちによる、喧嘩やゆすりたかりが横行し、ずいぶん問題になっていたようです。

そのため、繰り返しこうした内容の町触が出ています。

町火消は当初、一般町人が務めていました（店人足）。しかし、当時は破壊消防が主流であったため、建築を生業とし、屋根上での活動に長ける鳶の者が次第に火消人足の中心となっていきます（鳶人足）。そこで火事の際に、消防活動（家屋の破壊）に乗じて気に入らない相手に仕返しをする者たちが問題になったわけです。

（令和4年10月3日）